

## 源泉徴収税制の要点

### 背景紹介

台湾で取引を行う際には、源泉徴収税の扱いに特に注意が必要です。納付期限や申告のルール、正しい税率の適用といった点をしっかり押さえておく必要があります。

### 源泉徴収すべき支払項目

台湾の源泉徴収税制は、他国の「Pay As You Earn（給与支給時課税）」制度に近い仕組みです。『所得税法』第 88 条では源泉徴収の対象となるさまざまな所得が定められており、給与や利子、賃貸料、手数料、ロイヤリティ、外国法人への役務提供に伴う支払いなどが含まれます。

### 源泉徴収税率

源泉徴収税率は支払いの性質に応じて異なります。外国法人に対する支払いについては通常 20% の税率が適用されますが、一定の条件を満たす場合には、事前の裁定や租税協定の適用を通じて軽減税率を受けることも可能です。

### 源泉徴収税額の納付および申告期限

**受益者が我が国の税務居住者である場合：**

『所得税法』第92条によると、受益者が台湾の税務居住者である場合、源泉徴収した税額を翌月10日までに税務機関へ納める必要があります。さらに、受益者に関する関連資料を翌年1月末までに提出しなければなりません。これらの期限が週末や国定休日にあたる場合は、翌営業日に繰り延べることができます。

#### 【法的根拠】

#### 『所得税法』第92条第1項規定：

第88条の各類所得税額の源泉徴収義務者は、毎月10日までに前月に源泉徴収した税額を国庫に納付し、また毎年1月末までに前年に源泉徴収した各納税義務者の税額に関し、源泉徴収票を交付し、当該管轄税務機関に報告し審査を受けなければなりません。そして2月10日までに源泉徴収票を納税義務者に交付しなければなりません。毎年1月に3日以上連続国定休日がある場合は、源泉徴収票の報告

期間は2月5日まで延長され、源泉徴収票の交付期間は2月15日まで延長されます。ただし、機関、行政法人、団体、学校、事業が解散、廃止、合併、譲渡、廃止、変更、または破産管財人が裁判所の裁定により破産手続きを終結または終了した場合、源泉徴収義務者は随時に既に源泉徴収した税額について源泉徴収票を発行し、10日以内に当該管轄税務機関へ申告手続きを行わなければなりません。

#### 受益者が台湾の税務居住者でない場合：

『所得税法』第92条第2項規定：台湾境内に居住しない個人、または台湾境内に恒久的営業所を有しない営利事業が第88条に規定された各類所得を有する場合、源泉徴収義務者は源泉徴収日から起算して10日以内に、源泉徴収した税額を国庫に納付し、源泉徴収票を交付して当該管轄税務機関へ申告審査を行った後、納税義務者に交付しなければなりません。源泉徴収日から10日以内に3日以上連続国定休日がある場合は、税額の納付、源泉徴収票の申告審査および交付期間が5日延長されます。

#### 【法的根拠】

#### 『所得税法』第92条第2項規定：

台湾境内に居住しない個人、または台湾境内に恒久的営業所を有しない営利事業が第88条に規定された各類所得を有する場合、源泉徴収義務者は源泉徴収日から起算して10日以内に、源泉徴収した税額を国庫に納付し、源泉徴収票を交付して当該管轄税務機関へ申告審査を行った後、納税義務者に交付しなければなりません。源泉徴収日から10日以内に3日以上連続国定休日がある場合は、税額の納付、源泉徴収票の申告審査および交付期間が5日延長されます。

### 2025年中の重要な税務申告締切日

#### 2024年度源泉徴収税額申告締切日：

2025年2月5日

#### 2025年度源泉徴収税額申告締切日：

2026年2月2日

(2026年1月31日～2月1日が週末であり、2026年1月に延長国定休日はないため)

2025年度 台湾の税務居住者である事業者に対する  
月次源泉徴収税額の申告期限:

| 対象月 | 源泉徴収税額申告期限                                   |
|-----|----------------------------------------------|
| 1月  | 1月10日                                        |
| 2月  | 2月10日                                        |
| 3月  | 3月10日                                        |
| 4月  | 4月10日                                        |
| 5月  | 5月12日 (5月10日は土曜日のため)                         |
| 6月  | 6月10日                                        |
| 7月  | 7月10日                                        |
| 8月  | 8月11日 (8月10日は日曜日のため)                         |
| 9月  | 9月10日                                        |
| 10月 | 10月13日 (10月10日は国定祝日のため。10月11日から12日までは週末のため。) |
| 11月 | 11月10日                                       |
| 12月 | 12月10日                                       |

非居住者または外国法人への役務費支払の源泉徴収税額申告期限:

・支払日から10日以内に申告を完了しなければなりません。

## 罰則

### 『税務徴収法(税捐稽徴法)』

#### ・第42条規定(未源泉徴収)

代徴人または源泉徴収義務者が詐欺行為またはその他不正手段により、虚偽申告、過少申告、過少徴収、あるいは代徴・源泉徴収を行わなかった場合、5年以下の有期徒刑、拘役または併科で新台幣ドル6万元以下の罰金に処します。

代徴人または源泉徴収義務者が、すでに代納または源泉徴収した税額を横領した場合も同様とします。

### 『所得税法』

#### ・第111条規定(源泉徴収票未交付)

政府機関、行政法人または公立学校が第89条第3項の規定に違反し、期限内に、または真実に基づき申告せず、あるいは期限内に源泉徴収免除証明書を交付しなかった場合、その主管機関または監督機関に通知し、法に基づき処理を促すものとします。前項以外の者で、申告および源泉徴収免除証明書交付の義務を有する者が、第89条第3項の規定に違反し、期限内に、または真実に基づき申告せず、または期限内に源泉徴収免除証明書を交付しなかつ

た場合、1500元以上2万元以下の罰金を処し、あわせて期限を定め補報または交付を命ずる。期限内に補報または交付しない場合、3000元以上9万元以下の罰金が科されます。

#### ・第114条規定(未源泉徴収)

源泉徴収義務者が次のいずれかの事由に該当する場合、各規定に従い処罰します:

- 一、第88条の規定に従って源泉徴収を行わなかった場合、期限を定めて源泉徴収すべき未徴収または不足徴収税額を追徴し、さらに源泉徴収票を補報させるほか、未徴収または不足徴収税額に対し、その同額以下の罰金が科されます。期限内に追徴に応じなかった場合や源泉徴収票を実際に補報しなかった場合、未徴収または不足徴収税額に対し3倍以下の罰金を科します。
- 二、本法に従って源泉徴収したが、第92条の規定期限内に実際に報告または源泉徴収票を交付しなかった場合、期限を定めて補報または交付を命ずるほか、1500元以上2万元以下の罰金が科されます。税務機関が期限を定め補報または交付を命じたにもかかわらず、期限内に補報または交付をしなかった場合、3000元以上4万5000元以下の罰金が科されます。
- 三、第92条の規定期限を超えて源泉徴収税額を納付した場合、延滞金が加徴されます。

(注意: 争議が発生した場合、まず源泉徴収税額を納付してから申訴することを推奨します。これにより罰金額の制限に役立ち、関連するリスクを低減出来ます。)

## 告発報奨

### 『所得税法』

#### ・第103条第1項規定(告発／通報者の報奨)

納税義務者または源泉徴収義務者が虚偽申告、過少申告、または詐欺その他不正行為による脱税を行った場合、これを告発・通報して事実と確認された場合、税務機関は科された罰金の20%を通報者に報奨として与え、通報者の秘密を絶対に保持するものとします。

## 処罰の減免

### 『税務違反案件減免処罰基準』

#### ・第6条第1項規定:

『所得税法』第114条第1項に基づき処罰すべき案件で、未徴収または不足徴収税額が新台幣ドル3000元以下である場合、期限を定めて追徴税額お

よび源泉徴収票補報を命じ、すでに期限内に納付および補報した場合、処罰が免除されます。

**・第6条第2項規定:**

『所得税法』第114条第2項に基づき処罰すべき案件について、次のいずれかに該当する場合、減輕または免除します:

- 一、自主的に補報または源泉徴収票を交付し、その源泉徴収税額が新台幣ドル 6000 元以下である場合、処罰が免除されます。
- 二、源泉徴収票の報告または交付期限満了後 10 日以内に自主的に補報または交付し、補報または交付した支給総額が、本来申告・交付すべき源泉徴収票および源泉徴収免除証明書支給総額の 30%を超えない場合、処罰が免除されます。
- 三、税務機関が期限を定め補報または交付を命じた場合において、すでに期限内に補報または交付し、かつその源泉徴収税額が新台幣ドル 4000 元以下である場合、処罰が免除されます。
- 四、台湾境内に居住しない個人、または台湾境内に恒久的営業所を有しない営利事業が、『所得税法』第88条第1項に規定された所得を有する場合、源泉徴収義務者が源泉徴収日から 10 日以内に源泉徴収票を申告しなかったが、翌年 1 月 31 日以前に自主的に申告した場合、または翌年 1 月に 3 日以上連続国定休日がある場合には 2 月 5 日以前に自主的に申告した場合、源泉徴収税額に対し 5%の罰金が科されます。
- 五、営利事業の解散、廃止、合併または譲渡、または機関・団体の廃止・変更があった場合、源泉徴収義務者が 10 日以内に源泉徴収票を申告しなかったが、翌年 1 月 31 日以前に自主的に申告した場合、または翌年 1 月に 3 日以上連続国定休日がある場合には 2 月 5 日以前に自主的に申告した場合、源泉徴収税額に対し 5%の罰金が科されます。

## 源泉徴収義務者の定義

2025 年 1 月 1 日以降、『所得税法』第 89 条の規定が改正され、「源泉徴収義務者」は明確に「営利事業または法人」と定義されることになりました。これにより、会社の財務会計担当者や責任者個人が直接の義務者とされることはなくなります。この改正は、従

来これらの担当者が負っていた源泉徴収に関する法的責任を軽減するものです。ただし、『税捐徴収法』の規定に基づき、源泉徴収代行者や源泉徴収義務者は、場合によって関連する罰金について個人責任を問われる可能性が残されています。

## 結論

源泉徴収税額に関する規定は複雑な部分があります。ご不明点があれば、いつでもご連絡ください。弊社は誠意をもってご支援いたします。

## お問い合わせ先



**Jay Lo (ジェイ・ロー)**

マネージングパートナー

T +886 2 2789-0887 内線 1314

E [jay.lo@tw.gt.com](mailto:jay.lo@tw.gt.com)



**横山 憲夫**

Japan Desk 代表

日本公認会計士

T +886 2 2789-0887 内線 1355

E [norio.yokoyama@tw.gt.com](mailto:norio.yokoyama@tw.gt.com)

[www.grantthornton.tw](http://www.grantthornton.tw)